

令和 4 年第 1 回与論町議会臨時会

会 議 録

令和 4 年 1 月 1 2 日

与 論 町 議 会

令和4年第1回与論町議会臨時会会議録

令和4年1月12日（水）午前10時01分開会

1 議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第 1 号 与論町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第4 議案第 2 号 令和3年度与論町一般会計補正予算（第9号）

第3 議案第 3 号 令和3年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）

2 出席議員（10人）

1 番 南 有 隆 君

2 番 原 栄 徳 君

3 番 林 敏 治 君

4 番 林 隆 壽 君

5 番 喜 山 康 三 君

6 番 福 地 元一郎 君

7 番 大 田 英 勝 君

8 番 野 口 靖 夫 君

9 番 沖 野 一 雄 君

10 番 高 田 豊 繁 君

3 欠席議員（0人）

欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（9人）

町 長 山 元 宗 君

副 町 長 久 留 満 博 君

総務企画課長 沖 島 範 幸 君

会計管理者兼会計課長 大 角 周 治 君

環 境 課 長 朝 岡 芳 正 君

建 設 課 長 町 本 和 義 君

産 業 振 興 課 山 下 秀 光 君

町民福祉課長 田 畑 文 成 君

教育委員会事務局長 田 畑 博 徳 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長 町 健 司 郎 君

書 記 池 田 レ ミ 君

開会 午前10時01分

○
○議長（高田豊繁君） ただいまから、令和4年第1回与論町議会臨時会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高田豊繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、2番、原 栄徳君、6番、福地元一郎君を指名します。

○
日程第2 会期の決定

○議長（高田豊繁君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日に決定しました。

○
日程第3 議案第1号 与論町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第3、議案第1号 与論町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第1号、与論町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

本条例は、与論町堆肥センターにおける原料回収料金有料化に伴い、使用料についての条文の追加をするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 基本的な考え方と言いますか、少し確認をしたいと思います。要するに原料回収について、1トン500円ということで改正案が出ているわけですが、有料化によって懸念されることがあるかと思うのです。具体的には例えば、有料になったから、ちょっとお金がかかるということで遠慮するというか、だったらうちは出さないようにしようとかいう畜産農家が出てくるのではないかという懸念があるかと思うのですが、そのあたりをどう考えておられるのか確認をさせてください。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） お答えいたします。おっしゃるとおり有料化にするとさまざまな問題が出るということで、担当職員、関係機関及び運営委員会とかでもいろいろ話し合いはされました。その中で、今有料化することによって農家が堆肥センターに出さないということで野積みが増えるのではないかとということで懸念されることもいろいろありました。そういったことで、こちらとしても県とも協議しながら、そういった対策も講じながら農家さんとしても、実際は本来でしたら自分達で出したものは責任を持って使うのがあれでしょうけど、今のところ畜産農家が268件ありますが、堆肥センターを利用しているのが154件です。年々自分達で機械を整備して使う傾向もありますが、今のところ堆肥センターに持ち込まないという懸念材料はなしということでございます。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 堆肥センターから見たら材料不足にならないから問題は無いのではないかとこの考え方のことのようにですが、島全体のトータルで見た場合に、我々がかなり前から指摘し行政になんとか改善していただけないかということでお願いしながら、私どもの委員会のほうでも堆肥センターを含めた、抜本的な牛の糞尿の処理、地下水汚染であったり海洋汚染であったり、そういったところをなんとか改善したいというのが我々の考え方なのですが、そのところはトータルで抜本的な解決が、まだ全く執行部の考え方が見えてこないと言いますか、検討されていないのではないかとこの気がするわけですが、町長いかがですか。言葉は悪いですが、小手先のいろいろな条例改正であったりをなされてきているわけですが何とか抜本的な、今我々は勉強して調査中ですが、抜本的な考え方、そういったことを早急に取り組む考え方については以前から正しているわけですが、町長の考え方を改めて確認させていただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 畜産農家の活用、堆肥の活用につきましては前々からいろいろと御意見をいただいているところでございますけれども、10頭未満の方々の堆肥の処理は特に問題だと思っておりますが、これにつきましては本当に前々からありますように地下水の問題、海洋汚染の問題と考えていかなければならないところなのですが、なかなかその付近は今後検討していかなければならないのではないかなと、前々から本当に言われていることなのですが、なかなかそれが進まないということで大変申し訳なく思っているところです、今後また皆さんと協力しながら進めて検討していければと思います。よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 町長は、検討検討と、課題は認識しているという御答弁をいただいているわけですが、言葉の羅列は誰でもできるわけですがやはり実行力のある、実際に与論の現在の危機と、近い将来30年、50年のスパンで考えたときに与論の観光も含めてですね、非常に大きな懸念材料、大きなブレーキになる可能性が非常に高いので是非ここは一つ、私ども議会も含めて執行部のトップの皆さんとも一体感を持って取組んでいきたいと思っておりますので、是非町長にはもう一足二足踏み込んでいただいて、この危機感を共有していただいて私ども議会も随時、議会

のたびに、あるいは機会がある度に提案し正してまいりたいと考えておりますので、与論の危機感を共有して共に頑張っていきたいということをあえて申し上げて、また3月の定例会でも私や他の議員からも一般質問出るかと思いますので、この堆肥センターの改善も含めて、与論の牛の糞尿の処理、良質な堆肥化、そういったこともトータルで含めて一生懸命取組んでまいりたいと思いますので、是非町長はじめ執行部の頑張りを期待して質問を終わります。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 課長にお尋ねしますが、この堆肥舎の設置は10頭以上はしなくてはいけないとなっていると思いますが、それを整備しなくてはならないのにまだ整備していない方は何件ありますか。それと野積みした分は、今沖野議員からもあったように地下水や海に流れて、様々な問題点を指摘されているわけですが、そのことを何とかできないかということをお願いしているわけですが、とりあえず堆肥センターの運営に関しても前町長が手掛けられて、その中でもそのいわゆる、その業界で今度は設備は持ってくださいと、そういうことを言われていたのですが今も町におんぶに抱っここの状態ですよね、これは本来なら業界でやるべき話ではないですかね、それは建築する当時から話をされていましてたけれど、そのことについては町長にも聞きたいとは思いますが、今回値上げされることによって懸念される事柄に対してどういうことをするのかという対策を打ち出して下さい。それと、堆肥舎の状況について説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） 現在、法に基づき10頭以上の畜産農家が堆肥舎の整備ということで、今10頭以上の規模が129戸ほどございまして、整備されているのが66戸ということで約51.2%と半分弱が整備でそれ以外はまだ整備されていないという状況です。今後そういったものを含めて昨年度大島支庁など県の方も交えて他の市町村とも比べて牛舎環境の整備、堆肥舎の整備がなされていないということで本来あるべき姿に変えようということで本年度から定期的に来られて、抜き打ちでまずは農家の方々と話をして、指導という形から話を進めながら、今後そういったものも聞かなければ、勧告とか命令とかの厳しい処置もしていかなければならないと考えているところでございますので、そういったものも令和4年度の事業に関しても、そういった未整備の所から始めて農家の個々の意識を変えながら取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 堆肥舎が無いから、指導せい勧告せい命令せいと要求しているわけではないのですよ。畜産農家にいかに行政が寄り添って、畜産農家がきちんとして発展させるための政策施策をどうやっているかが問題なのです。畜産でぼろぼろ儲けているわけでもないですから、その辺私が言っているのは、こういう社会問題で衛生問題が起きていることに対して行政としてどういう形で取り組むかの姿勢がまったく見えないから怒っているわけです。町長そうではないですか、今沖野議員が質問したのもその点だと思うのですよ。今の畜産業界に対して行政として町として、あるいは県や国の制度の中身を勘案しながら新しい政策をどうして作っていこうか、どうした

ら産業がもっと発展させていけるか、それに何も取り組んでいないから悪いところばっかりが出てくるのです。私はそう思いますがいかがですか、道がそれで一般質問もしますが是非この辺の業界の本当の実態というものを調べて共有しながら是非この堆肥センターの利用料も値上げして、経費削減して、出来れば業界のほうで運営出来るように方向付けをしていただきたい。それをお願いして、私の質問は終わります。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって議案第1号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号、与論町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、与論町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

日程第4 議案第2号 令和3年度与論町一般会計補正予算(第9号)

○議長（高田豊繁君） 日程第4、議案第2号 令和3年度与論町一般会計補正予算(第9号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第2号、令和3年度与論町一般会計補正予算(第9号)について、提案理由を申し上げます。

歳入に、普通交付税7,641万1000円、子育て世帯臨時特別給付事業費4,700万円、住民税非課税世帯等臨時特別給付金1億1,771万7000円を追加しております。

次に歳出の主なものとしまして、民生費1億6,507万9000円、諸支出金7,000万円を追加しております。

歳入歳出予算にそれぞれ2億4762万3000円を追加し、一般会計予算総額54億2,608万5000円となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 9ページの海岸漂着物対策事業費として補助金が出ていますが、だいたい1030万円、これに関連してお聞きしてみたいと思います。去年の12月22日にたまたま鹿児島県の県議会議員の禧久伸一郎県議が与論に来られて、私と原議員と禧久議員をお供して漁協のほうに軽石漂着に関する影響の調査に伺いました。そうしましたところ、こういった資料に基づいて、奄美群島の各漁協の組合の資料を出していただいて与論町の西組合長のほうから説明をいただきました。その中で、いままでコロナでひどい目にあって大変だったと、それに追い打ちをかけられて軽石の影響で海に行きたくても行けないと、これは大変な問題だと漁民の皆さんが困っておられる実態を十分聞かされまして、その中でこれは町や県はどうしたものかと、何をしておられるのかということで原議員と話をしながら検討したことがあるのです。その時にやはりこういうのは沖縄県の各自治体においては漁業補償のようなものを国のほうにお願いしているみたいなのです。奄美の漁協で、国や県に対していろいろお願いをしていると、お願いしているのだけれどそれが全然見えてこないと、そこで私がお聞きしたいのは、与論ではどのようなことをやっておられるのか、その実情をお聞かせいただきたいと思います。まず産業振興課長のほうからお聞かせ下さい。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） 軽石については今国や県のほうにも助成が無いかということで計画書を出しながら、こし器とか位置情報がわかるような、もし遠海において故障した場合に位置情報がわかるような機材とかいろいろそういった関係を総務企画課を通して国のほうに要望もしております。そういった現状でございます。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） これは禧久県議の話なのですが、禧久県議が正しいのか私が聞き間違えたのかわかりませんが、12月の鹿児島県の定例会で、例えば奄美の中で例えば与論町漁協に対する補助枠とか沖永良部に対する補助額とか全部補正で組みましょーと、そういう事を言ってその資料も見せていただきました。それで漁協の組合長の話を聞いたら奄美漁協のほうでは会を持っているみたいなのです。会を持ったところ、その漁業補償を持ちましょーということで、それが12月定例会の補正で組まれた中に入っていると。それを例えば各島、与論島だったら与論島、奄美だったら奄美、沖永良部だったら沖永良部、それを調べてみてくれないかと。補正で組んだのだけれどもそれが与論町の分として組まれているのかどうか調べてくれと言われたのです。これは禧久県議からの話です。私が聞き間違えているのかわかりませんが。そういうことがあったかなかったか、どうですか。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） 禧久先生からのそういった話は直接私は伺っておりませんが、漁協の方々とはこういった問題は定期的に相談して、組合長とも参事とも相談しながら、そういったものを進めておりますが禧久先生から詳細などは聞いておりません。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） この問題は遅くなればなるほど難しくなってくるわけです。私も12月の時にちらっと申し上げましたが、皆さんが一生懸命軽石の漂着に対することで一生懸命頑張っておられるのも聞きまして、必ずこれは大変なことになるよと申し上げていたのですが、それ以上申し上げなかったのですがこれは早いうちに、奄美群島の全体の問題として取り上げていかなければならないのではないかと。遅くなればなるほど影が薄れて、喉元過ぎれば熱さ忘れるということわざがある通り、だんだん県や国のほうも薄れてきてまったく言っても言っても通用しない、いつのことを言っているのだという話になってしまっていて出来なくなってしまうからその辺をちょっと力を込めて、いまやっているのならば、町長を筆頭にして奮発する気持ちはありませんか。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） この件に関しては予算的にも計上しておりますので、前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 繰越明許費なのですが、塵芥収集車の買い替えですね。これは買い替えにおけるときの、細かいですが車検の期限内はめいっぱい使っていただきたいということと、前から言っているのが、こういった特殊車両はぼろぼろになっても結構な値段がすると聞いています。それで、有価物ですので、処分で経費がかからないように、出来ればまた歳入になるようなあり方を検討していただけたらいいですねとお願いしておきます。以前にも町長、副町長に申し上げているのは出来るだけああいっぱいいろいろなものを処分するときは、いろいろな話を聞くのです。町のいろいろなものを貰ったとか何したとかという話が聞こえてくるのですが、やはりああいっぱいは公正な形での処分の仕方、在り方、それを是非きちんと監査における在庫管理にも該当するのではないかと思いますのですが、その辺もきちんとチェックして、無駄が無いように与論町に役立つような処理の在り方を制度化してほしいです。担当者の気分でするのではないようにルール化してやっていただきたい。是非それを要望しておきます。以上です。町長一言。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ご指摘ありがとうございます。備品を廃棄する場合、大事なもののとして値段のしそうなもの、あるいは町の財産になるようなものということで今後大切に扱っていききたいし、また少しでも収入になるようにしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 8ページに各種給付金が計上されておりますが、これはいつごろ給付されるのか、どのような形で給付するのか、また金額的にはどのようなことになっているのか少し詳しく、非課税世帯、家計急変世帯、子育て世帯その3点について出来れば詳しい説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 総務企画課のほうでは、住民税非課税世帯の臨時特別給

付金、それから家計急変世帯への給付金を予定しているところでございます。この非課税世帯の給付金につきましては新型コロナウイルスの影響を受けて生活に支障をきたしているといった住民税非課税世帯に対して1世帯10万円の現金を給付する、そういった事業でございます。基準日としては令和3年12月10日において世帯全員の令和3年度分の住民税の均等割りが非課税世帯である世帯でございます。現在、そういったことで与論町の中で約1100世帯ということで試算しております。掛ける10万円ですので1億1000万円ということを予定しております。それから非課税の世帯、住民税が非課税ではない世帯でも前年度の令和2年度と比較して家計が急変した世帯については、この非課税世帯とは別に給付できるとなっておりまして、こちらが65世帯の10万円を予定しております。この事業につきましては令和3年度中に支給予定ですが、現在は税システム等から概算で抽出された1100世帯に確認書を送って、支給口座情報とかを確認して2月くらいには支給していきたいと思っております。今回の事業にあたっての事務費の計上しているところです。子育て世帯については町民福祉課で所管しておりますので、こちらは町民福祉課長からお願いします。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 子育て世帯臨時特別給付金につきましては、これはまず児童手当を支給している子供さんに対しましては12月23日に5万円を先行給付で支給しております。その他にもこれは18歳までの子供に対して一応10万円なのですが、それを2つに分けて5万円を先行支給して、残りの5万円については原則的にはクーポン券ということになっていたのですが、国のほうでも政府において何らかの条件をつけて審査を行ったり可否の判断をすることが無いということで方向性が変わってきましたので与論町といたしましてはクーポン券にしますと支給までの時間が長い事、また離島なので商品の選択が限定されてしまうということもありまして、追加給付も現金給付とすることにしました。中学生以下が780名、高校生が120名を見込んでおりまして、合計900名を予定しております。その他、令和4年の3月31日までに出生する子供につきましても該当になりますので、そういったことも含めまして4月末までは支給をしていく形になっていくと思います。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 同じく気になったのでお聞きします。8ページの家計急変世帯給付金ですが、急変というのはどういった形で調べるのですか。65世帯というのは今から決めるのですか。どういうやり方でこの世帯を決めるのですか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） こちらは令和3年1月以降の家計急変世帯が対象ということで、住民税非課税世帯に該当する方々は、町村民税均等割非課税世帯として10万円を受け取れますが、それ以外でもコロナの影響を受けて家計が急変したといった家庭に出すことになっております。令和2年度の年間の収入と比較して各世帯に対象月を決めて、それを掛ける12をして下がったところということで通知が来ております。この65世帯というのも、どれだけの方がいるのかということで試算が難しかったところではありますが、県が通知している内容で今回は試算しております。令和4年9月までに申請をすることで、いろいろ周知をしながら、家計が急変したというこ

とで町で審査して、それがいろいろな基準に合致するのであれば対象として給付するという形になると思っています。なかなか制度が細かくて私たちもわからない点もありますが、Q&Aとか見ながら対応していきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 令和3年の4月1日以降から令和4年の3月31日までの間ということで解釈出来るわけですね。コロナで打撃を受けたといいますが、今回軽石の件で打撃を受けた方も、この対象に含まれますか。どういう形であれコロナと軽石の件とか他の要件もあるかと思いますが、急激な急変した形の状況だったらその対象になるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○9番（沖野一雄君） 今回の給付金に関しては新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯が対象で、軽石の件は該当しない事業になります。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） コロナで影響を受けたと言ったときに、仕事で影響した方も居るだろうし、バイトで働いていて所得が減ったとかいう形もあるかと思いますが、その辺の線引きはどのような形でやられるのですか。それと、令和4年の9月までに申請を受け付けるということですか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○9番（沖野一雄君） 令和4年9月30日までの申請に対して行います。今回、軽石の影響かコロナの影響かということでなかなかわからない点もあるかと思いますが、これは全国的な国の支援ということで軽石のほうは一部の自治体というふうになっておりますので、そこらへん軽石で家計がということは状況を見て検討していくことになるかと思っています。

○議長（高田豊繁君） 1番、南 有隆君。

○1番（南 有隆君） 子育て給付のやつでも、初めは世帯主の収入で10万円給付すると言っておりましたけれども、世帯主でやると貰える世帯、一つの世帯で収入があるのとやると、世帯主の収入が低いと10万円がもらえる、だけど世帯主ではない扶養者が収入が多いと10万円がもらえると。世帯では結構な年収があるのに10万円ただけると。ですが世帯主が収入が高くて、扶養者が専業主婦だと貰えないという世帯も出てきます。そういった場合に家計急変世帯主給付金もそうですが、世帯主の収入で考えるのか、一世帯の収入で給付するのか、そういったところがどういった基準なのか。もしこの65世帯を超えた場合、どういった基準で65世帯を選ぶのか、もし決まっていましたら教えてください。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○9番（沖野一雄君） 家計急変世帯の場合については、市町村民税の非課税世帯と制度的には同じような部分がありますので、家族全員が家計急変世帯であること、一人でも収入が多かったら対象外ということです。それから、65世帯を超えた場合にですが、多めにとって65世帯としています。もし増えた場合は補正等で対応していきます。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第２号は、会議規則第３９条第２項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって議案第２号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第２号、令和３年度与論町一般会計補正予算（第９号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２号、令和３年度与論町一般会計補正予算（第９号）は、原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

日程第５ 議案第３号 令和３年度与論町介護保険特別会計補正予算（第３号）

○議長（高田豊繁君） 日程第５、議案第３号 令和３年度与論町介護保険特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第３号、令和３年度与論町介護保険特別会計補正予算（第３号）について、提案理由を申し上げます。

歳入の補正としまして、一般会計繰入金事務費繰入金３６万２０００円を追加しております。

歳出の補正としまして、総務費総務管理費３６万２０００円を追加しております。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３６万２０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７億３６７９万１０００円となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第３号は、会議規則第３９条第２項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって議案第３号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号、令和3年度与論町介護保険特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、令和3年度与論町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

○議長（高田豊繁君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第1回与論町議会臨時会を閉会します。

----- ○ -----

閉会 午前10時57分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 高田豊繁

与論町議会議員 原 栄徳

与論町議会議員 福地元一郎